



いじめ防止基本方針

令和4年11月

所沢市立南陵中学校

所沢市立南陵中学校いじめ防止基本方針

本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方	1
いじめの定義について	1
いじめの理解について	1
1 いじめの防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめへの対処	3
4 地域や家庭との連携	6
5 関係機関との連携	8
6 重大事態への対処	8
7 資料 いじめ対応マニュアル	10

南陵中学校いじめ防止基本方針

本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のためには、学校と保護者がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

本市では、生徒の命に関わる事案が連続して発生しており、いじめ撲滅に向けた対策が目下の急務であります。

そこで、本校では、生徒指導委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によります。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集

中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断していきます。

1 いじめの防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心の相談員やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の実態を踏まえた実効性のある取組をします。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、生徒会等を中心とした生徒のいじめの未然防止・早期発見に向けた自主的活動を推進してゆきます。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底します。

(2) 「子どもの人権」の啓発推進

生徒がお互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や教職員の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発します。

- ① いじめは重大な人権侵害
- ② いじめは刑事罰の対象に
- ③ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発します。

- ④ 東日本大震災により被災した生徒に対する配慮

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

(4) 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、生徒や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、生徒がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。

特に SNS やオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

（5）「子どもたちの命を守るための教育プログラム」の着実な実践

生徒・保護者・教職員が力を合わせ、生徒が生き生きと学び、生活する学校づくりを目指します。命の大切さを実感させる取り組みの実施、心の育成に関する取り組みの充実、小学校や外部機関との連携を強化し、自己存在感・共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を通じて自己の開発を支援します。

2 いじめの早期発見

（1）定期的ないじめの実態把握と校内における対応

教員、養護教諭等とスクールカウンセラーや心のふれあい相談員とが連携して、多くの目で子供たちを見守ります。年間を通して定期的に面談やいじめに関する調査を実施し、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。アンケートでは本音を書けない・書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。

対応の必要なケースについては、いじめ被害を訴えた生徒やその保護者に寄り添いながら事実確認を進めます。そして校内で情報共有を図り、組織的な対応を図ります。後に生徒の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として継続します。

また、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努めます。相談室の存在を生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。

（2）教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、部活動の顧問、各種支援員等、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーといった生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の生徒と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック 1's2019」を活用して校内でのいじめに関する研修を実施するとともに、個々の生徒への指導の充実を図ります。

（例）好意や善意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害

者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織に報告し情報を共有します。

また、配慮が必要な生徒だけでなく、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない生徒」のSOSにも迅速に対応できるよう、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。指導の際は、教職員の言動が生徒の心を傷つけてしまうことがあることを十分認識し、生徒の心に寄り添った丁寧な対応に努めます。

3 いじめへの対処

(1) 学校の組織づくり

学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や定例会の会とともに、必要に応じて会議を行います。管理職、学年主任、担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成します。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする生徒に寄り添った対応をします。

(2) いじめ問題に対応する体制の整備

いじめの問題は、初期対応を重視し、組織で対応します。また、学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。(いじめ対策プロジェクトチーム)

(3) 教育相談の充実

① 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談週間を設定するなど、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫し、生徒が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。

② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会(ケース会議)に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

(4) いじめる側の生徒への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の対応を行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応します。

② 保護者と連携した取組

いじめ側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努めます。また、近年、SNS上のトラブルが多いため、スマートフォン等の生徒の実態把握や情報モラルを身につけてルールを確実に守らせていくことについて家庭との協力を強化し、ともに見守っていきます。

「南陵中いじめ防止基本方針」については、ホームページ掲載などにより、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年度初めに、生徒や保護者、関係機関に周知します。

③ 加害生徒に対する成長支援

いじめ側の生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるようにします。

④ 周りにいる生徒への指導

「周りではやし立てる生徒への対応」「見てみぬふりをする生徒への指導」「学校全体への指導」について教職員、共通理解を持って対応していきます。

(5) 生徒の主体的な活動の推進

生徒会において、生徒が主体的にいじめについて考え、改善に向けた行動を、自ら進められるように指導します。

また、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(6) いじめの解消の見届け

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは3ヶ月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面接等により確認します。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。いじめが解消に至るまで被害者生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを作成し、実行します。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないように、小学校から中学校へ引継ぎます。

※アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、5年間とします。

4 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

思春期を迎えた中学生の時期は、身体の発達に心理的な発達が伴わないことに加え、社会の中でのストレスが大きくなっている。また、人間関係のトラブルに対する悩みや困りごとを誰にも打ち明けられず、内に溜め込んでしまうことも増えています。そのような心に不安を抱えた生徒たちを、家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受けとめ、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう、学校と保護者・地域等の連携をより一層推進します。

本校では学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、学校応援団（愛校会、スクールガード、安全安心ボランティア等、）と連携した生徒の見守りを進めます。

(2) 学校間及び地域との一層の連携

小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行います。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行います。その際、必要に応じて、地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携も図っていきます。

◆◆所沢市教育委員会は、下記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為

イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為

ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為

エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為（しかと）

オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為

カ SNSやオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

5 関係機関との連携

いじめの要因は様々であることから、関係機関と連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消、見届けを行います。

【関係機関】

健やか輝き支援室、教育センター教育相談室、児童相談所、こども相談センター所沢警察、県立総合教育センター、ほうかごところ、児童クラブ、生活クラブ児童館、福祉関連機関、医療機関

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義及び意味

① 重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

② 重大事態の意味（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省）

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合に

は、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- ・また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(3) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

④ 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

所沢市立南陵中学校いじめ対応マニュアル

令和4年11月

